

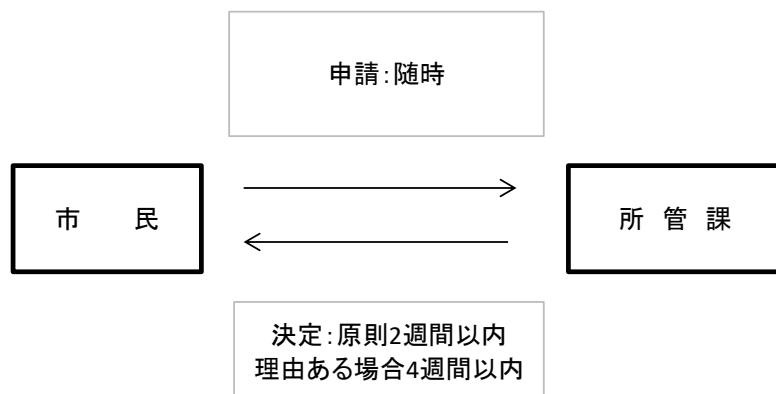
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	生活困窮者住居確保給付金の支給の期間延長	
処 分 の 概 要	生活困窮者住居確保給付金の支給の期間を延長する。	
根 拠 法 令 名	生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)	
条 項	第12条第1項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標 準 処 理 期 間	計	約2週間
審査基準	<p>生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活困窮者自立支援法施行規則 (生活困窮者住居確保給付金の支給期間) 第十二条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、三月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号(第一号を除く。)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときには、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第7 住居確保給付金の支給</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。